

# 屋上緑化等補助金のご案内

川口市では、市街地のさらなる緑化を推進し都市環境の向上を図るため、平成21年度から屋上緑化奨励補助金の補助限度額を100,000円から400,000円に引き上げました。

## 屋上緑化等補助金に関する主な内容

申請について	屋上緑化・壁面緑化設置前に必ずみどり課にご相談ください。 設置後、工事途中の申請はお受けできませんのでご注意ください。 受付は年度で区切ります。 申請書は4月1日から受付開始し、翌年の2月末日に工事が完了されるものについて受付します。また、その年度の予算額を超えた場合、申請をお断りする場合があります。	
補助対象者	川口市内の市街化区域内に 屋上緑化・壁面緑化を行う建築物の所有者 又は新たに建築し屋上緑化・壁面緑化を行う場合の建築主。	
補助の条件	屋上緑化	1 屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が3㎡以上であること。 2 樹木又は芝・地被類・多年草を植栽すること。ただし、緑化する面積の1割以内はこの限りではない。(樹木・芝・地被類・多年草以外の植物は補助金の対象とはなりません)
	壁面緑化	1 道路に面した壁面を緑化し、その延長が連続して3m以上であること。 2 概ね均一な性状のつる性植物等(一・二年草を除く。)を、列状に1m当たり3本以上植栽すること。
補助対象経費	植栽基盤の整備に要する費用(土壌・防水・防根・灌水・排水・縁材等) 植栽経費(一・二年草を除く) 調査費(荷重・防水等の調査に要する費用)	
緑化完了後の管理	5年以上継続して維持管理すること	
補助金の額	屋上緑化	所要経費の2分の1又は1㎡当たり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方で、総額の上限は400,000円。
	壁面緑化	1m当たり1,000円を限度に総額は20,000円まで。

既存の屋上緑化等を撤去して新たに緑化を行う場合は補助金の該当になりません。

屋上緑化、壁面緑化は大切な建物に与える影響が大きいいため、建築物が荷重に耐えうるものか、防水・防根等の対策は万全か、など事前にご確認ください。



お申し込み・お問い合わせ  
 川口市役所 都市計画部 みどり課 推進係  
 住所 〒332-8601 川口市青木2-1-1  
 電話 048-258-7492(直通)  
 FAX 048-258-4753  
 E-Mail [120.06000@city.kawaguchi.lg.jp](mailto:120.06000@city.kawaguchi.lg.jp)

## 「屋上緑化設置補助金」手続きの流れ

必ず屋上緑化等を設置する前にみどり課にご相談ください。設置後の申請はお受けできませんので、ご注意ください。

